明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○刑事訴訟規則等の一部を改正する規則（最高裁四）　二

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一一三）　三

〔告　示〕
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務二三五）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同二三六）　四
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二四）　四
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同二五）　五
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同二六）　五
○令和六年度産あへんの収納価格を定める件（厚生労働二七一）　五
○令和六年度産けしの栽培区域及び栽培面積を定める件（同二七二）　五
○日持ち生産管理切り花の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産一一九三）　五
○日持ち生産管理切り花についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一一九四）　六
○日持ち生産管理切り花の生産行程についての検査方法の一部を改正する件（同一一九五）　六
○日持ち生産管理切り花の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同一一九六）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一一九七）　六
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一一九八）　六
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一一九九）　六
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一二〇〇）　七
○令和四規制年度における特定物質の生産量、消費量、輸入量及び輸出量の実績を告示する件（経済産業一一八）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局一三一）　八

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕　八
警察庁　法務省

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕　八
法　務
公証人任免（法務省）

〔公　告〕　八
諸　事　項
官庁
有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他　九